



2025年12月期 3Q決算説明資料

東証スタンダード 2597

株式会社ユニカフェ



決算概況

コーヒー生豆調達価格の高値水準が続いている状況下、提案型営業による販売増加及び付加価値の追求等により、下記指標のすべてにおいて前年同期を上回る。

売上高

11,492百万円

前年同期比(増減)

+22.8% (+2,135百万円)

※

営業利益

565百万円

前年同期比(増減)

+47.7% (+182百万円)

取扱数量

26,257トン

前年同期比(増減)

+9.5% (+1,316トン)

(百万円)

	2024年12月期3Q (2024年1月1日~9月30日)		2025年12月期3Q (2025年1月1日~9月30日)	
	(連結)	(対売上高比)	(連結)	(対売上高比)
売上高	9,357	—	11,492	—
営業利益※	382	4.1%	565	4.9%
経常利益	381	4.1%	565	4.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	268	2.9%	392	3.4%
E B I T D A	719	7.7%	898	7.8%
R O E	4.3%		5.9%	

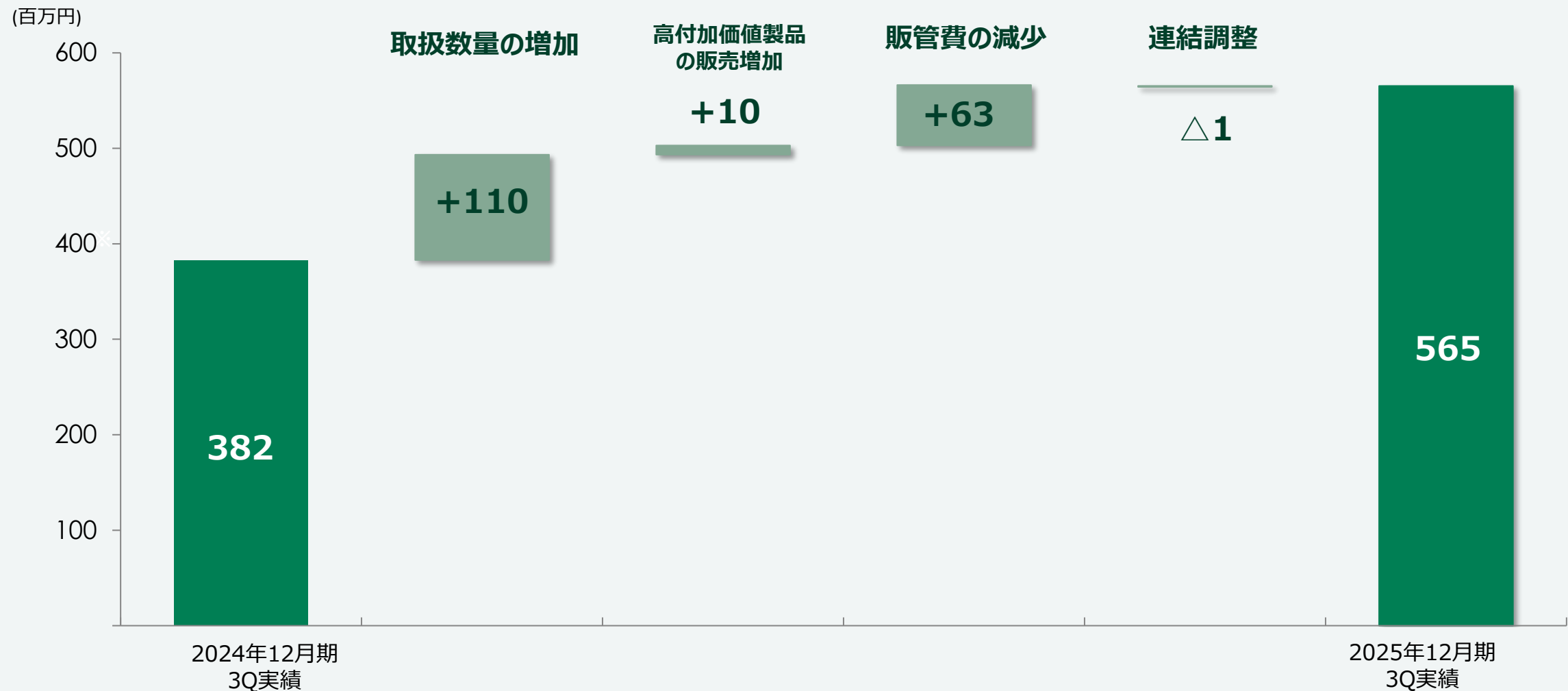
(百万円)

2025年12月期3Q（2025年1月1日～9月30日）							
	(当社)	対売上高 比	(アート コーヒー)	対売上高 比	(連結調整)	(連結)	対売上高 比
売上高	9,919	—	3,263	—	△1,689	11,492	—
※ 営業利益	237	2.4%	252	7.7%	75	565	4.9%
経常利益	306	3.1%	254	7.8%	4	565	4.9%
当期純利益及び 親会社株主に帰属 する当期純利益	212	2.1%	176	5.4%	3	392	3.4%

(百万円)

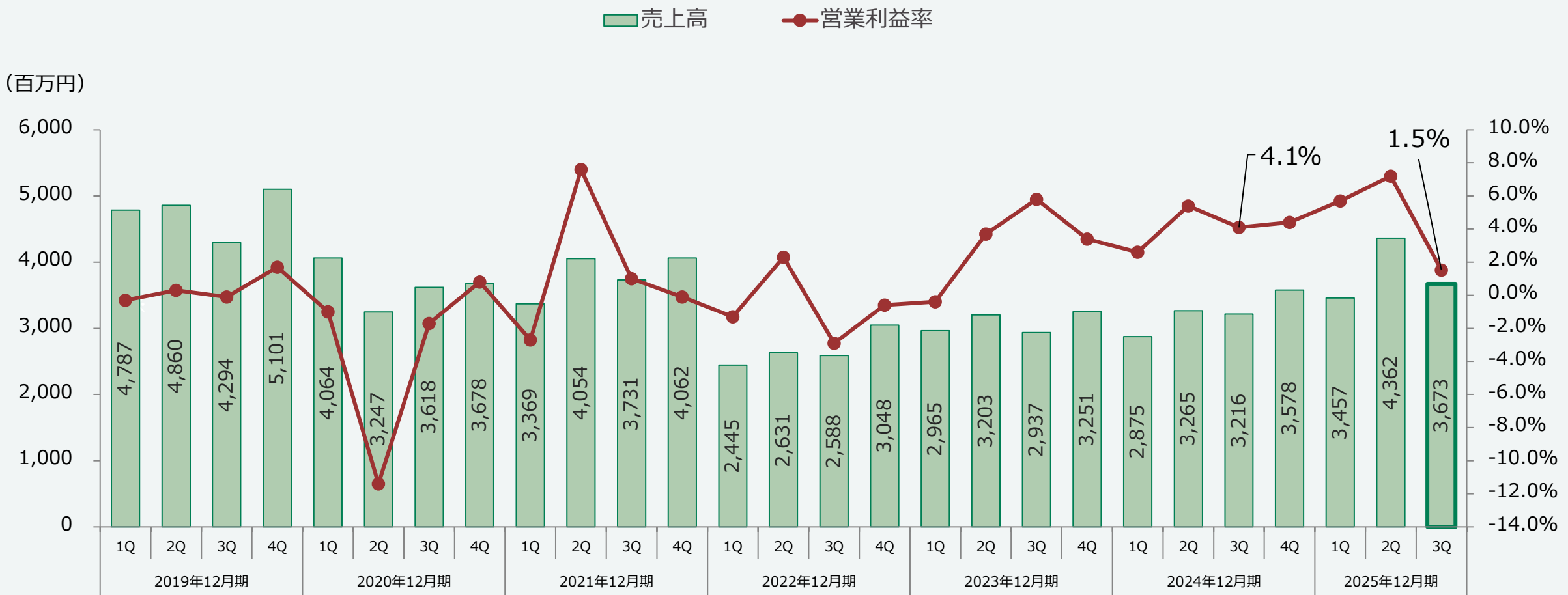
		2024年12月期 (連結)	2025年12月期3Q (連結)	増減
資産の部	流動資産	8,616	8,910	+294
	固定資産	5,553	5,412	△141
	資産合計	14,169	14,322	+153
負債の部	流動負債	6,314	6,465	+151
	固定負債	1,334	1,043	△291
	負債合計	7,648	7,508	+140
純資産の部	株主資本	6,517	6,805	+288
	評価・換算差額等合計	3	7	+4
	純資産合計	6,520	6,813	+293
負債純資産合計		14,169	14,322	+153
自己資本比率		46.0%	47.6%	+1.6%

取扱数量の増加に加え、付加価値化の追求及び販管費の抑制に努めた結果、前年同期比較での増収増益を達成。



主な指標

四半期業績の推移（連結）



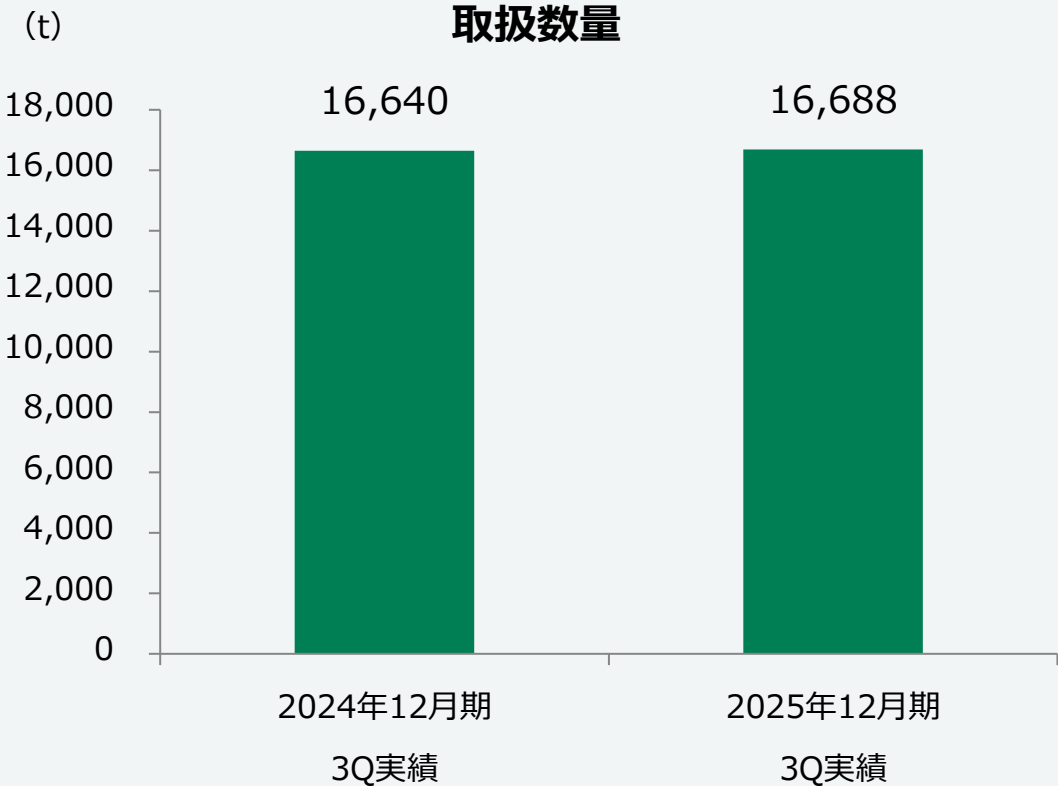
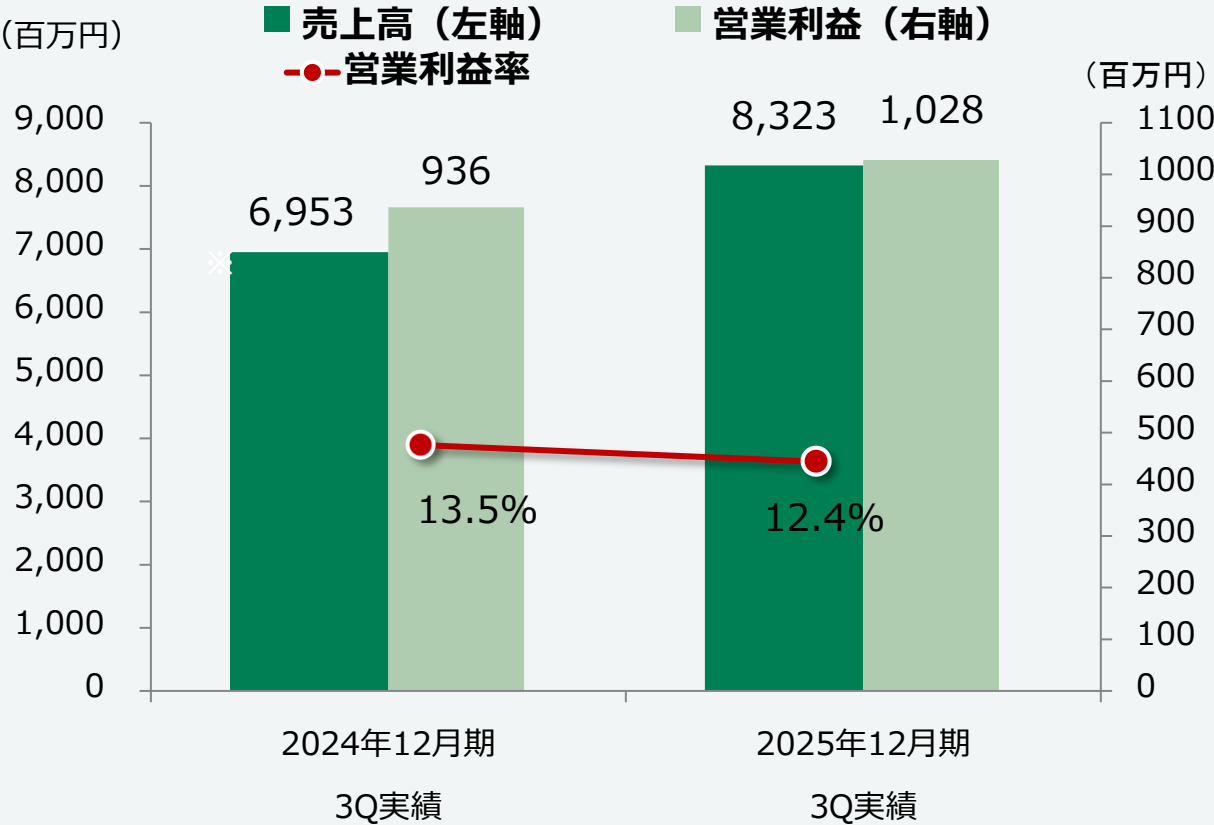
※1. 2019年12月期より連結決算となっております。
 ※2. 2022年12月期の期首より収益認識会計基準を適用しております。

米国の通商政策等の影響により、コーヒー生豆調達価格は依然として高値水準が継続している。

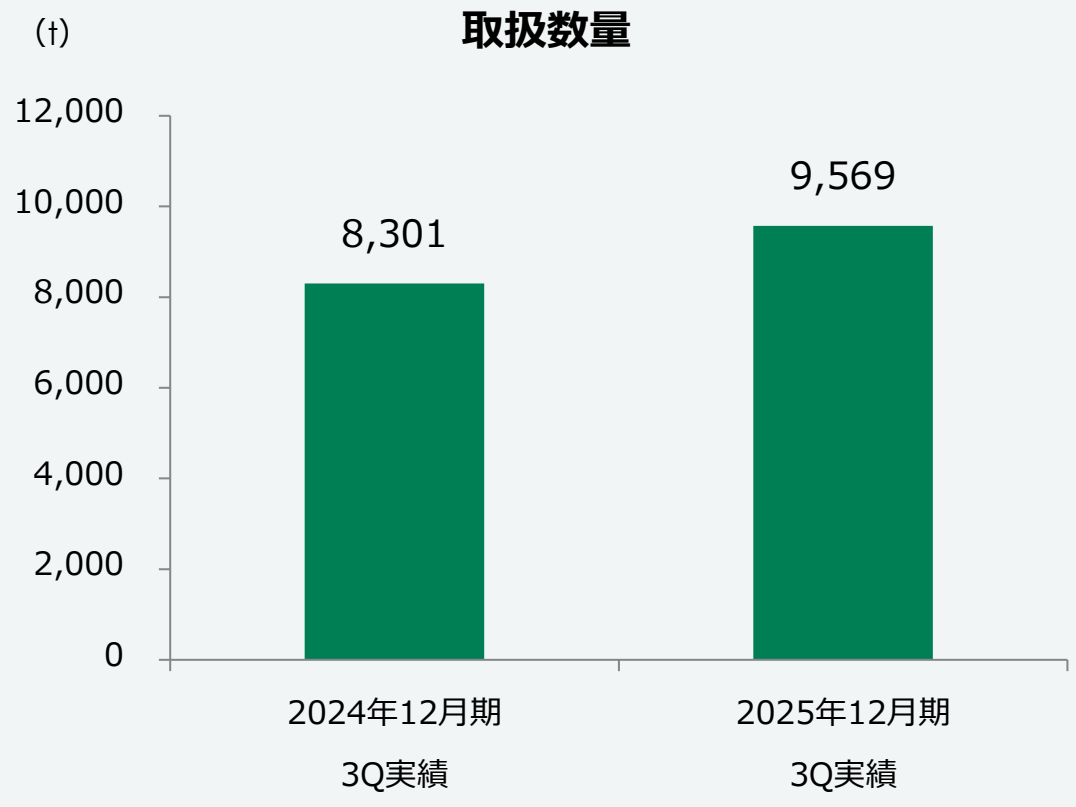
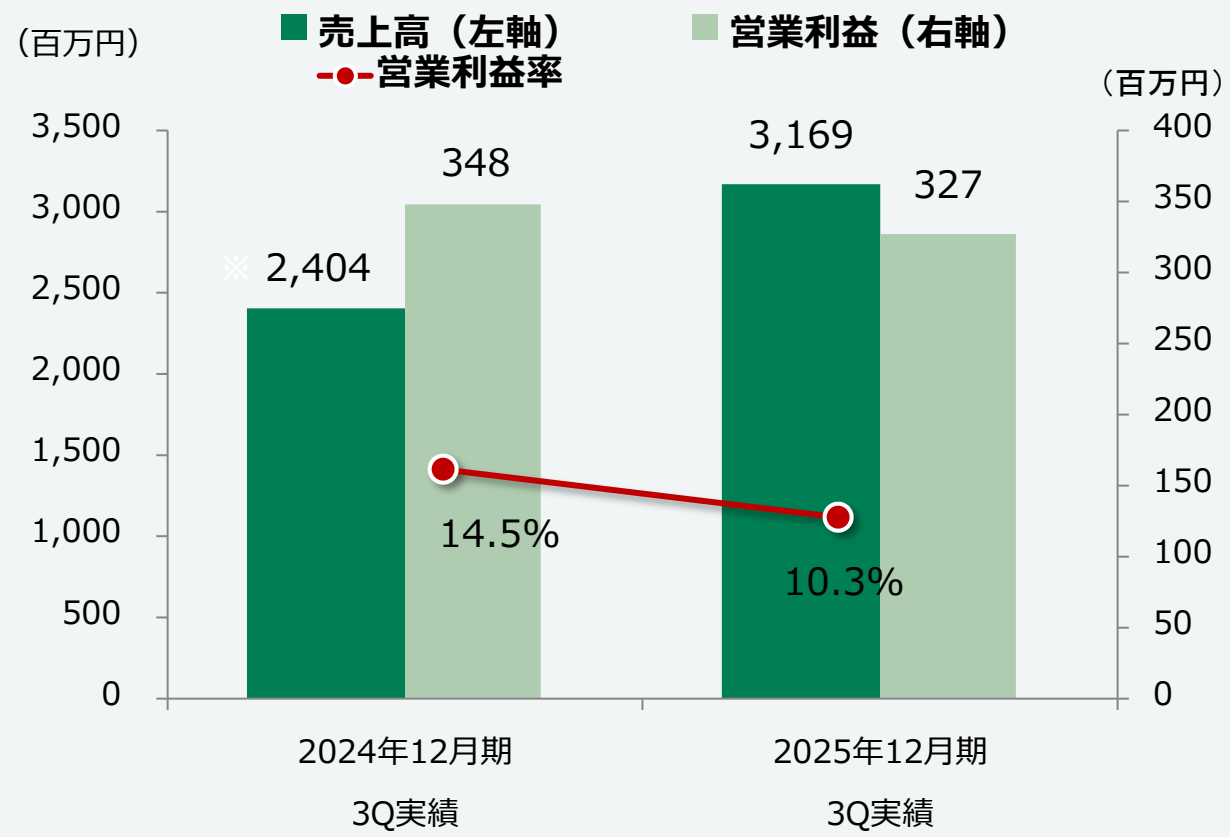


チャネル別の業績

インバウンド需要の拡大、提案型営業による高付加価値製品の販売が増加したことにより、売上高、取扱数量ともに前年を上回る。



■ 主要取引先の一部における取扱数量が回復したこと等により、売上高、取扱数量ともに前年を上回る。



・ 免責事項

- ・ 本資料に記載の内容は、過去及び現在の事実に関するものを除き、当社が現時点で入手可能な情報及び仮説に基づいて判断されたものであり、当該仮説や判断に含まれる不確定要素や、将来の経済環境の変化等により影響を受ける可能性があり、結果として当社の将来の業績と異なる可能性があります。
- ・ なお、本資料における将来情報に関する記述は上記のとおり本資料の日付（またはそこに別途明記された日付）時点のものであり、当社は、それらの情報を最新のものに随時更新するという義務も方針も有しておりません。
- ・ また、本資料に記載されている当社以外の企業等にかかわる情報は、公開情報等から引用したものであり、かかる情報の正確性・適切性等について当社は何らの検証も行っておらず、また、これを保証するものではありません。
- ・ 本資料利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

・ インサイダー取引に関するご注意

- ・ 企業から直接、未公開の重要事実の伝達を受けた投資家（第一次情報受領者）は、当該情報が「公表」される前に株式売買等を行うことが禁じられています（金融商品取引法166条）。
- ・ 同法施行令第30条等の定めにより、二つ以上の報道機関に対して企業が当該情報を公開してから12時間が経過した時点、または金融証券取引所に通知しかつ内閣府令で定める電磁的方法（TDnetの適時開示情報閲覧サービスおよびEDINET公開WEBサイト）により掲載された時点を以って「公表」されたものとみなされます。